

●香川県告示第69号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成22年2月1日	加藤耳鼻咽喉科医院	観音寺市観音寺町甲1221-1